「団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法」

(意見募集稿)

第一条 団体商標及び証明商標に係る登録と使用の管理を規範化し、商標権益の保護を強化し、社会公共の利益を擁護し、特色のある産業の発展を促進するために、「中華人民共和国商標法」(以下「商標法」と略す)、「中華人民共和国商標法実施条例」(以下、「商標法実施条例」と略す)の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 公益目的又はその他の非営利目的で設立された団体もしくは協会は、団体商標又は証明商標の登録出願をすることができる。

農民専門協同組合は、商標法第三条第二項に規定する「その他の団体」に属し、地理的表示以外の団体商標の登録出願をすることができる。

第三条 団体商標及び証明商標の登録出願をする場合、主体資格の証明書類、団体構成員の名称及び住所並びに商標の使用管理規則を添付しなければならない。

証明商標を登録出願する場合及び地理的表示を団体商標として登録出願をする場合には、出願自身人又はその委託先の機構が有する専門技術者、専門試験装置等の状況を証明するための証明書類を提出しなければならない。

第四条 地理的表示に係る証明商標又は団体商標の登録出願をする場合、当該地理的表示に表される地域を管轄する人民政府又は業種主管部門による認可書を添付しなければならない。

外国人又は外国企業が地理的表示に係る団体商標又は証明商標の登録出願をする場合、 出願人は、当該地理的表示が、自身の名義で、自身が所属する国において法的に保護されて いる旨の証明を提出しなければならない。

第五条 団体商標及び証明商標の使用管理規則は、以下の内容を含むものでなければならない。

- (一) 団体商標又は証明商標の使用に係る主な目的
- (二) 団体商標を使用する商品の品質又は証明商標によって証明される商品の原産地、原材料、製造法、質量又はその他の特定の品質
- (三) 団体商標又は証明商標の使用に係る手続
- (四) 団体商標又は証明商標の使用に係る権利及び義務
- (五) 使用管理規則に違反した団体商標の構成員又は証明商標の使用者が負うべき責任
- (六) 団体商標又は証明商標を使用する商品に対する登録者の検査監督制度 証明商標の使用管理規則には、さらに証明商標の使用条件も含めなければならない。

団体商標及び証明商標の使用管理規則の全文又は要約については、公告されるものとする。登録者が使用管理規則を修正する場合、変更申請を提出し、国家知識産権局による審査 及び承認を受けなければならず、かつ、公告の日から効力を生ずるものとする。

第六条 団体商標又は証明商標として登録出願される地理的表示は、当該地理的表示によって表される地域の名称であってもよく、ある商品が当該地域に由来することを表すその他の 標識であってもよい。

前項にいう地域については、当該地域の現在の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない。

第七条 複数のぶどう酒の地理的表示が同音語又は同形語を構成するが、互いに区別でき、かつ公衆に誤認をもたらさない場合、いずれの地理的表示についても証明商標又は団体商標として登録出願することができる。

証明商標又は団体商標として登録された他人のワイン・スピリッツの地理的表示を、当該地理的表示によって表される地域に由来しないワイン・スピリッツに使用する場合には、商品の真の出所を同時に表記したり、翻訳した文字を使用したり、或いは、「種」、「型」、「式」、「類」等の文言を付記したりしたとしても、「商標法」第十六条の規定が適用される。

第八条 地理的表示以外の地名を構成要素とする団体商標又は証明商標について登録出願をする場合、標識については、識別を容易にするために顕著な特徴を有するものでなければならない。ただし、公共の利益を害する標識については登録することができない。

登録出願する団体商標又は証明商標が、地名及び商品の名称から構成されたものである場合、識別性を有する要素を追加することができる。また、指定商品については、商標中に表された商品の名称と一致するか又は密接に関連するものであって、当該商品の評判が地名と密接に関連しているものでなければならない。

第九条 出願人が団体商標又は証明商標の登録出願を取り下げる場合、出願人の名称及 び商標登録出願番号を記載した申請書を国家知識産権局に提出しなければならない。審査 を経て規定に合致するものである場合、取下げが承認される。出願人の名称が一致しないか 、又はすでに商標登録出願の登録が承認された場合、もしくは、当該申請書の不受理、拒絶 又は却下の決定が下された場合、取下げ申請は承認されない。

第十条 団体商標又は証明商標の登録者は、商標管理の職務を遂行し、商品の品質を確保するために、以下のことを実施しなければならない:

- (一) 使用管理規則に従い、団体構成員による団体商標の使用と、他者による証明商標の 使用を許可すること
- (二) 団体構成員及び使用者の情報、使用管理規則を適時に公表すること
- (三) 団体構成員及び使用者の使用行為が使用管理規則に適合しているかどうかを確認すること
- (四) 団体商標又は証明商標を使用する商品又はサービスが、使用管理規則の品質要件 を満たしているかどうかを確認すること
- (五) 使用管理規則に準拠していない団体構成員や使用者の団体商標又は証明商標の使用資格を速やかに停止し、かつ、変更又は登記の手続を履行すること

第十一条 団体商標及び証明商標の登録者は、通常の運営に必要な範囲で、団体構成員及び使用者に対して合理的な料金を請求することができるが、料金の額、納付方法及び納付期間については、公正かつ合理的な原則に基づいて協議し、決定しなければならず、消費者の利益を害してはならない。

第十二条 団体商標登録権者の構成員に変更があった場合、登録者は3ヶ月以内に登録事項の変更申請を国家知識産権局に提出しなければならず、当該申請は国家知識産権局によって公表される。

証明商標の登録者が他人にその商標の使用を許諾する場合、登録者は許諾契約の発効後 3ヶ月以内に、登記申請を国家知識産権局に提出しなければならず、当該申請は国家知識産 権局によって公表される。

第十三条 団体商標又は証明商標の譲渡を申請する場合、譲受人は相応の主体資格を有

し、かつ、「商標法」、「商標法実施条例」及び本弁法の規定に合致しなければならない。 団体商標又は証明商標を移転する場合、権利譲受人は相応の主体資格を有し、かつ、「商 標法」、「商標法実施条例」及び本弁法の規定に合致しなければならない。

第十四条 団体商標登録者である団体の構成員は、団体商標の使用管理規則に定める手続を履行した後、団体商標を使用することができ、登録者は団体の構成員に対して団体商標使用証を発行しなければならない。使用管理規則に定める手続を履行していない団体構成員や団体構成員以外の者は当該団体商標を使用してはならない。団体商標登録者は、団体構成員以外の者に対して使用の許諾をしてはならない。

第十五条 証明商標の使用管理規則に定める条件を満たし、当該証明商標の使用管理規則に定める手続を履行した後、当該証明商標を使用することができる。登録者はその手続を拒むことができず、使用者に対して、証明商標使用証を発行しなければならない。使用者は、使用管理規則に準拠していない商品に証明商標を使用してはならない。また、他人は許可を得ずに無断で当該証明商標を使用管理規則に準拠した商品に使用してはならない。

証明商標の登録者は、自身が提供する商品に当該証明商標を使用してはならない。

第十六条 団体の構成員又は使用者が団体商標又は証明商標を使用するときは、使用する商品が使用管理規則が定める品質要件を満たしていることを保証しなければならない。

団体の構成員又は使用者は、団体商標や証明商標を自身の登録商標と同時に使用することができる。

第十七条 団体商標及び証明商標の登録者は、商標の使用を促進し、規範化し、商標の価値を高め、商標の信頼性を維持し、特色のある産業の発展を促進するものとする。

第十八条 団体商標及び証明商標の登録者、団体の構成員及び使用者は、以下の義務を負い、管理を強化するものとする:

- (一) 業界の自主規制を強化し、製品トレーサビリティと監視メカニズムを確立し、リスクコントロールのための計画を策定し、ブランドイメージと評判を維持する。
- (二) 市場の需要を満たすための高度な基準を採用又は策定し、良好なブランドイメージを確立する。
- (三) 地域の特徴的な資源を組み合わせ、商標ブランド文化の意味を発掘し、商標ブランドの構築・開発のための計画を策定し、広報・プロモーションを行い、商標ブランドの価値を高める。

第十九条 地方人民政府又は業種主管部門は、地域経済の発展の必要性に応じて、公共 資源を合理的に配分し、地域ブランド構築を強化し、関連市場主体の協調的発展を促進する ものとする。

地方知的財産管理部門は、地域ブランドの法的保護の獲得を支援し、団体商標及び証明 商標の登録を指導し、使用管理の強化、厳格な保護の実施、公共サービスの提供、質の高い 開発の促進を行うものとする。

第二十条 国家知識産権局は、団体商標の団体の構成員、証明商標の使用者、商標使用 管理規則等の情報を完全かつ正確、適時に公表し、団体商標及び証明商標登録に関する情 報照会サービスを一般市民に提供するものとする。

第二十一条 事実を記述する形式で、団体商標又は証明商標に含まれる地名を適正に使用する以下の行為について、商標の登録者はこれを阻止する権利を有しない。

- (一) 店舗看板において地理的起源を客観的に表示するための使用
- (二) 企業名や商号における使用
- (三) 製品とその原材料の起源を示すための成分リスト、包装袋等における使用
- (四) その他の地名の正当な使用

第二十二条 他者が、特色のある軽食、料理、メニュー、ウィンドディスプレイ等において、飲食に関する団体商標又は証明商標に含まれる地名及び商品名を、事実を記述する形式で使用することは、正当な使用行為であり、商標の登録者はこれを阻止する権利を有しない。

第二十三条 商品が地理的表示の使用要件を満たす自然人、法人その他の団体は、地理的表示に含まれる地名及び商品名を適正に使用することができるが、他人の登録商標を無断で使用してはならない。

第二十四条 当事者は、悪意を持って商標法第五十九条に基づいて登録商標の構成要素 を使用し、又は、団体商標もしくは証明商標の信頼度を損ない、市場競争の秩序を乱し、登録 者の正当な権益を害した場合、法律に従って法的責任を負わなければならない。

第二十五条 団体商標及び証明商標の登録者並びに団体の構成員及び使用者は、商標法及び本弁法に別段の定めがある場合を除き、登録商標の専用権の侵害について、商標の法執行部門に処理を求めることができる。

第二十六条 団体商標又は証明商標と同一又は類似の標識をドメイン名、ネット名、QRコード、ウェブサイト又はアプリケーション名及びそのロゴ等とし、関連商品の取引を行い、混乱を生じるおそれがある場合には、商標法第五十七条第七項に規定する「他者の登録商標の専用権にその他の損害を与える行為」にあたる。

第二十七条 商標法第六十条の規定により、団体商標又は証明商標の登録商標専用権を 侵害することを知らずに商品を販売した場合、当該商品が合法的に取得されたものであること を証明し、かつ、提供者を提示できるときは、商標の法執行部門は、販売の停止、侵害品の没 収及び廃棄を命じ、侵害商品提供者の所在地の商標の法執行部門に事件を通報し、当該法 執行部門が法律に従って調査し、処理しなければならない。

第二十八条 団体商標又は証明商標の登録者が以下の行為を犯した場合、商標の法執行 部門は、期限を定めてその是正を命じ、違法所得がある場合、その違法所得を没収しなけれ ばならない。是正命令に従わなかった場合、違法所得の3倍以下の罰金を科すが、罰金額は 最大10万元を超えないものとする。違法所得がない場合、10万元以下の罰金が科され、状 況が特に深刻である場合、国家知識産権局は登録商標の無効宣告をすることができる。

- (一) 商標管理責任の行使を怠り、商標を使用する商品が使用管理規則の要件を充足せず 、消費者に損害を与えた場合
- (二) 他者による商標構成中の地名の適正な使用に対して、悪意をもって阻止し、商標管理 の秩序を乱した場合
 - (三) その他の社会に悪影響を及ぼした場合

第二十九条「商標法実施条例」第四条、本弁法第十四条、第十五条、第十六条第1項の 規定に違反した場合、商標の法執行部門は期限を定めてその是正を命じ、違法所得がある場合、その違法所得を没収しなければならない。是正命令に従わなかった場合、違法所得の3 倍以下の罰金を科すが、罰金額は最大10万元を超えないものとする。違法所得がない場合、 10万元以下の罰金を科す。 第三十条 使用する未登録商標に商品の地理的表示が含まれる場合であって、その商品が表示された地域に由来せず、公衆に誤認をもたらしたときは、商標の法執行部門はこれを制止し、期限を定めてその是正を命じ、違法所得がある場合、その違法所得を没収する。是正命令に従わなかった場合、違法所得の3倍以下の罰金を科すが、罰金額は最大10万元を超えないものとする。違法所得がない場合、10万元以下の罰金を科す。

第三十一条 登録者が権利行使を怠り、団体商標又は証明商標の識別性が失われた場合 、いかなる者でも、商標法第四十九条に基づいてこの登録商標の取り消しを請求することがで きる。

第三十二条 商標の法執行部門が、他者の団体商標又は証明商標の登録商標専用権を侵害した行為を調査・処罰する場合、商標法第六十二条及び「市場監督管理行政処罰手続に関する暫定規定」に従って、権限を行使するものとする。

第三十三条 商標の法執行部門は、法に従い、行政罰の情報を国家企業信用情報公表システムを通じて社会に公表する。

団体商標又は証明商標の登録商標専用権を故意に侵害し、悪質かつ状況が深刻で、社会的損害が大きく、比較的重い行政罰を受けたものについては、「市場監督管理における重大な法律違反の信用失墜リスト管理弁法」に従って、重大な法律違反の信用失墜リストに含まれるものとする。

第三十四条 団体商標又は証明商標の業務に従事する公務員が、職務を怠り、職権を乱用 し、私的詐欺や虚偽を犯し、商標の登録、管理、保護等の事項を違法に処理し、当事者の財 産を受領し、不当な利益を得て犯罪を構成した場合には、法に従って刑事責任を追及されるも のとする。犯罪に該当しないものは、法に従って懲戒処分を受けるものとする。

第三十五条 この弁法は、XXXX年X月X日から施行する。2003年6月1日に元国家工商 行政管理総局が発行した「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」は、同時に廃 止される。

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

出典:国家知識産権局ウェブサイトを基に作成 https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/6/7/art_75_175908.html